

第十三回 参議院法務委員会会議録第三十五号

(五六五)

昭和二十七年五月八日(木曜日)午前十時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 委員 宮城タマヨ君
伊藤 修君
一松 定吉君
左藤 義詮君
岡部 常君
中山 福藏君
野木 新一君
位野太益雄君
村上 朝一君
齋藤 三郎君
大坪 與一君
長谷川 宗君
西村 高兄君
鈴木 忠一君政府委員 法制意見第四局長
法務府民事局長
中央更生保護委員会事務局長
中央更生保護委員會事務局側
常任委員会専門員
最高裁判所長官
代理人者(最高裁判所事務総局人)
司理員本日の会議に付した事件
○公聴会開会に関する件
○犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣送付)
○小委員の補欠選任の件

- 委員長(小野義夫君) 只今より委員会を開きます。
- 先づ公聴会開会の件についてお諮ります。昨日の委員長及び理事打ち合会におきまして、破壊活動防止法案外関係二法案について公聴会を開会することに決定いたしました。つきましては本件に関して議長に公聴会開会承認請求書を提出いたすことと御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長(小野義夫君) 御異議がないと認め、さよう取計らいます。
- なお公聴会の開会期日、公述人の人選その他の便宜委員長及び理事に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長(小野義夫君) 御異議がないと認めてさよう決定いたします。
- 委員長(小野義夫君) 次に犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を議題に供します。
- 本案に対しましてはすでに政府より提案理由の説明を聴取いたしておるの
- であります。本日は更に詳細説明を

と語めてさよう決定いたしました。
第一項は審理の実質内容に関する規定でございまして、前條第二十九條から削除した第三項をここに入れましたものでございます。第二項は面接に関する規定でございまして、前條第二十九條から削除した第三項をここに入れましたものでございます。第三項は、審理の範囲だけに限られておりますが、本項は書ではその範囲を拡張いたしまして、審理事務の適正且つ能率的な遂行を図ります。本條の第一項は呼出に関する現行の規定そのままです。第七項までの六項をえたのであります。

第一項は審理の実質内容に関する規定でございまして、前條第二十九條から削除した第三項をここに入れましたものでございます。第二項は面接に関する規定でございまして、前條第二十九條から削除した第三項をここに入れましたものでございます。第三項は、審理の範囲だけに限られておりますが、本項は書ではその範囲を拡張いたしまして、審理事務の適正且つ能率的な遂行を図ります。本條の第一項は呼出に関する現行の規定そのままです。第七項までの六項をえたのであります。

第一項は審理の実質内容に関する規定でございまして、前條第二十九條から削除した第三項をここに入れましたものでございます。第二項は面接に関する規定でございまして、前條第二十九條から削除した第三項をここに入れましたものでございます。第三項は、審理の範囲だけに限られておりますが、本項は書ではその範囲を拡張いたしまして、審理事務の適正且つ能率的な遂行を図ります。本條の第一項は呼出に関する現行の規定そのままです。第七項までの六項をえたのであります。

第一項は審理の実質内容に関する規定でございまして、前條第二十九條から削除した第三項をここに入れましたものでございます。第二項は面接に関する規定でございまして、前條第二十九條から削除した第三項をここに入れましたものでございます。第三項は、審理の範囲だけに限られておりますが、本項は書ではその範囲を拡張いたしまして、審理事務の適正且つ能率的な遂行を図ります。本條の第一項は呼出に関する現行の規定そのままです。第七項までの六項をえたのであります。

第一項は審理の実質内容に関する規定でございまして、前條第二十九條から削除した第三項をここに入れましたものでございます。第二項は面接に関する規定でございまして、前條第二十九條から削除した第三項をここに入れましたものでございます。第三項は、審理の範囲だけに限られておりますが、本項は書ではその範囲を拡張いたしまして、審理事務の適正且つ能率的な遂行を図ります。本條の第一項は呼出に関する現行の規定そのままです。第七項までの六項をえたのであります。

号又は第一号の事実があるときにつつて引致することができることに改めました。第三項は、第四項と共に引致状の発付に関する規定でございます。現行第45條第3項を補充訂正したものであります。現行法では引致状の発付は地方少年委員会又は地方成人委員会の請求によるということだけを規定し、その発付を行なう裁判官については別段の規定がございませんので、明確を期しますために第三項で「裁判官を限定しまして、「本人の居住すべき住居の地を管轄する地方裁判所、簡易裁判所又は家庭裁判所の裁判官」といたしまして、なお第四項では、右の裁判官のうちには判事補も含むことを明らかにしたのでござります。第五項は、引致を行う者に関する規定であります。現行法第45條第4項の改正であります。現行法では、引致は司法警察職員が行い、又は保護観察官が司法警察の処分を受けた者など、刑事手続に關係のない者が含まれることにされておりますが、今後は引致の対象の中には仮退院中の者や家庭裁判所で保護観察の処分を受けた者など、刑事手続に行わせる趣旨に改めたのであります。第七項は、特に人権を保障する趣旨から設けた規定であります。引致状を規定する規定でありまして、現行

一項及び第二項は、現行第41條から先に削除いたしました同條の第二項及び第三項と全く同文でございます。次に第三章第二節中第四十二條の次に第41條の二を加えまして、仮出獄中の者の保護観察の停止について規定しました。本條は形式上は新たに設けた規定のように見えますが、実質は現行第45條中の仮出獄の停止に関する規定に相当するものであります。ここに言ふ保護観察の停止は、実体的には現行法にいう仮出獄の停止と同様の観念でございます。現行法に言ふ仮出獄の処分の効果を全面的に停止するかのようない印象を与えるのであります。仮出獄中の刑期の進行等を停止するだけのものであります。仮出獄処分の効果を全面的に停止することができるに改めました。現行法では、仮出獄中の者が第一項の規定により保護観察を停止されている場合に、その所在が判明しなければならないことと定はないでございますが、本項では仮出獄中の者が第一項の規定により保謹観察を停止されている場合に、その所在地を管轄する地方少年委員会又は地方成人委員会は直ちに決定を以てその停止を解かなければならぬこととしたしました。第三項は引致を以て停止されたが、そのままするほうが、本人のためには有利であるほうが、本人のためには不利ありますので、引致のときに停止解除の決定があつたものとみなしたのであります。次に第四項は、保護観察の停止と刑期との関係を規定したものであります。仮出獄中の者が第一項の

停止の範囲を必要な最小限度にとどめますために、停止の要件については行第45條第一項に相当しますが、現行法では本人が保護観察を免がれていました。現行の第45條は理開始の決定がなされた場合のほかは、引致後二十四時間内に釈放しないであります。現行法では引致状の発付は、引致状の停止及び引致された者を留置について規定しておらず存するの問題に関する規定であります。その第一項及び第二項は、現行第41條から先に削除いたしました同條の第二項及び第三項と全く同文でございます。次に第三章第二節中第四十二條の次に第41條の二を加えまして、仮出獄中の者の保護観察の停止について規定しました。本條は形式上は新たに設けた規定のように見えますが、実質は現行第45條中の仮出獄の停止に関する規定に相当するものであります。ここに言ふ保護観察の停止は、実体的には現行法にいう仮出獄の停止と同様の観念でございます。現行法に言ふ仮出獄の処分の効果を全面的に停止するかのようない印象を与えるのであります。仮出獄中の刑期の進行等を停止するだけのものであります。仮出獄処分の効果を全面的に停止することができるに改めました。現行法では、仮出獄中の者が第一項の規定により保護観察を停止されている場合に、その所在が判明しなければならないことと定はないでございますが、本項では仮出獄中の者が第一項の規定により保謹観察を停止されている場合に、その所在地を管轄する地方少年委員会又は地方成人委員会は直ちに決定を以てその停止を解かなければならぬこととしたしました。第三項は引致を以て停止されたが、そのままするほうが、本人のためには有利であるほうが、本人のためには不利ありますので、引致のときに停止解除の決定があつたものとみなしたのであります。次に第四項は、保護観察の停止と刑期との関係を規定したものであります。仮出獄中の者が第一項の

停止の範囲を必要な最小限度にとどめますために、停止の要件については行第45條第一項に相当しますが、現行法では本人が保護観察を免がれていました。現行の第45條は理開始の決定がなされた場合のほかは、引致後二十四時間内に釈放しないであります。現行法では引致状の発付は、引致状の停止及び引致された者を留置について規定しておらず存するの問題に関する規定であります。その第一項及び第二項は、現行第41條から先に削除いたしました同條の第二項及び第三項と全く同文でございます。次に第三章第二節中第四十二條の次に第41條の二を加えまして、仮出獄中の者の保護観察の停止について規定しました。本條は形式上は新たに設けた規定のように見えますが、実質は現行第45條中の仮出獄の停止に関する規定に相当するものであります。ここに言ふ保護観察の停止は、実体的には現行法にいう仮出獄の停止と同様の観念でございます。現行法に言ふ仮出獄の処分の効果を全面的に停止するかのようない印象を与えるのであります。仮出獄中の刑期の進行等を停止するだけのものであります。仮出獄処分の効果を全面的に停止することができるに改めました。現行法では、仮出獄中の者が第一項の規定により保護観察を停止されている場合に、その所在が判明しなければならないことと定はないでございますが、本項では仮出獄中の者が第一項の規定により保謹観察を停止されている場合に、その所在地を管轄する地方少年委員会又は地方成人委員会は直ちに決定を以てその停止を解かなければならぬこととしたしました。第三項は引致を以て停止されたが、そのままするほうが、本人のためには有利であるほうが、本人のためには不利ありますので、引致のときに停止解除の決定があつたものとみなしたのであります。次に第四項は、保護観察の停止と刑期との関係を規定したものであります。仮出獄中の者が第一項の

停止の範囲を必要な最小限度にとどめますために、停止の要件については行第45條第一項に相当しますが、現行法では本人が保護観察を免がれていました。現行の第45條は理開始の決定がなされた場合のほかは、引致後二十四時間内に釈放しないであります。現行法では引致状の発付は、引致状の停止及び引致された者を留置について規定しておらず存するの問題に関する規定であります。その第一項及び第二項は、現行第41條から先に削除いたしました同條の第二項及び第三項と全く同文でございます。次に第三章第二節中第四十二條の次に第41條の二を加えまして、仮出獄中の者の保護観察の停止について規定しました。本條は形式上は新たに設けた規定のように見えますが、実質は現行第45條中の仮出獄の停止に関する規定に相当するものであります。ここに言ふ保護観察の停止は、実体的には現行法にいう仮出獄の停止と同様の観念でございます。現行法に言ふ仮出獄の処分の効果を全面的に停止するかのようない印象を与えるのであります。仮出獄中の刑期の進行等を停止するだけのものであります。仮出獄処分の効果を全面的に停止することができるに改めました。現行法では、仮出獄中の者が第一項の規定により保護観察を停止されている場合に、その所在が判明しなければならないことと定はないでございますが、本項では仮出獄中の者が第一項の規定により保謹観察を停止されている場合に、その所在地を管轄する地方少年委員会又は地方成人委員会は直ちに決定を以てその停止を解かなければならぬこととしたしました。第三項は引致を以て停止されたが、そのままするほうが、本人のためには有利であるほうが、本人のためには不利ありますので、引致のときに停止解除の決定があつたものとみなしたのであります。次に第四項は、保護観察の停止と刑期との関係を規定したものであります。仮出獄中の者が第一項の

案におきまして仮出獄、仮退院を許すといふような場合に、而も事犯自体から見てもはば許してもよろしいといふことが明らかである。而も本人は離れ島へ行つておるとか或いは構外作業の非常に不便な所へ行つておるといふような場合は、中央委員会の規則によりまして省略ができる。但し許さないといふ場合には必ず面接をしてくれ、許す場合は面接をしなくてもよろしいといふふうなことにいたしました。

面接によつて一個所に行くために往復一週間もかかるといふふうな非常な能率を妨げることのないようにいたい、そういう趣旨で若干現在では不十分な点がございますので、今度の改正案でそこを一つ賄つて行きたい、

○宮城タマヨ君 この委員が面接なさる時間はいろいろあると思いますけれども、大体平均をとつてみますといふうふうなことにいたしました。

○宮城タマヨ君 この委員が面接なさる時間はいろいろあると思いますけれども、大体平均をとつてみますといふうふうなことにいたしました。

○政府委員(齋藤三郎君) いろいろな委員さん方とお会いしたときにいろいろ伺つたのでございますが、一日に朝から六時、七時までかかつて二十人やつたとかいうふうなこともあります。が、いろ／＼勉強をなすつても、やはり一人について三十分、而もその前に審査部などといふ事務局でそれについての関係書類を十分整理いたしまして、刑務所内の成績や或いは本人が帰つた場合の環境やらについて、内外両方の調査を整理いたしまして、それを委員が事前に検討いたしまして、それが入つておる。こういために成人の委員を置かなければならぬといつたように重複する点もござりますが、やはり一人について三十分或いはそれ以上を要するといふうに大体伺

つております。

○宮城タマヨ君 或る所によりましては余り忙がしいのでやはり面接の時間が非常に不便な所へ行つておるといふような場合は、中央委員会の規則によりまして省略ができる。但し許さないといふ場合には必ず面接をしてくれ、

五、六分くらいのものじやないかとあります。それでございますと誠にいふよう話を聞いたこともございましょうけれども、それでございますと誠にいふよう話を聞いたことは、如何なる名人でもできないことと存するのでございますが、そういうふうに非常に忙しい所があるのじやないのでございましようか、実はそれを心配しているのでござります。

○政府委員(齋藤三郎君) 先ほど申上げましたよな地理的にも不便な場所で、一人のために委員が往復数日を要するというようなことのために或いはそういうようなことがあるかも知れません。そういうことがあつてはならないと思いまして、この改正案で一つ、そういう場合には刑務所の所長が十分監督をしておられるのでありますと、

○宮城タマヨ君 この委員が面接なさる時間はいろいろあると思いますけれども、大体平均をとつてみますといふうふうなことにいたしました。

○宮城タマヨ君 この委員が面接なさる時間はいろいろあると思いますけれども、大体平均をとつてみますといふうふうなことにいたしました。

○政府委員(齋藤三郎君) そういう場合を考えておるのでござります。

○政府委員(齋藤三郎君) そういう場合を考えておるのでござります。

○政府委員(齋藤三郎君) そういう場合を考えておるのでござります。

○政府委員(齋藤三郎君) 犯罪者予防本当に大事な人については十分審理を尽す、こういうふうにいたしたい。

がそれを設けることができなかつたよな事情でございます。私としましては是非とも来年は予算を取り、それを実施いたしたいとかよう存じておる次第でござります。

〔理事伊藤修君退席、委員長着席〕

○宮城タマヨ君 各條文について私の質疑は改めてしたいと思いましたが、今御説明になつておりますことがこの第三十條にござります。三十條の第二項の「その他中央委員会の規則で定める場合」というその内容をなすのでござります。

○宮城タマヨ君 第二項の「その他中央委員会の規則で定める場合」というその内容をなすのでござります。

○宮城タマヨ君 第二項の「その他中央委員会の規則で定める場合」というその内容をなすのでござります。

い、かのように存じております。形式的にただ全部をやるというとなかへ無理がござりますので、本当に必要な者については更に審理を尽す、そういうために今度の改正案を考えたような次第でござります。

でもなつてしまふというあり方が多いのじやないかと思う。これは田舎のほうに行くほどその弊害は強いのです。だから検察審査会の事務局長は検察庁のお目付役だ、極く地位の高い検事正もその勧告に従わなければならない、こういう運営になつておりますね、ちよつと矛盾があるのです。こういう点を一つ思ひます。

○説明員(鈴木忠一君) 最高裁判所でわかつておる範囲内で今おつしやられた資料を提出して、その際御説明申上げます。

○伊藤修君 第一條関係で、この前の八百九十九人の中のさつきの任意退職はどれだけ、誠旨どれだけ、その地位、

その数字を一つ出して頂きたい。

○説明員(鈴木忠一君) 八百九十七名のうち八百九十七名が任意退職で、つまり二名残して、あの二名が人員の

中にまだ未落として残つておるわけであります。それは多分六月までの間の……。

○伊藤修君 階級を一つ知らして頂きたいために、

○説明員(鈴木忠一君) あとで申上げます。

○中山福藏君 もよつとお願いしておきたいのですが、実はですね、検察審査会というのを国民はまだ知らん。弁護士とか調停委員とか、朝暉裁判所に出入りしておる人は知つて居るが、ボスターも見受けましたけれども、印刷して法務府ですか出されたのをよく知つておりますが、徹底せしめなければ、ただ職員だけをおいて、この検察審査会は少しも利用されていないといふこ

とに実際はなつておるわけでありま

す。ですからその宣伝の方法をどういふうにしてやつておられるか、又何

回くらいそういうふうに宣伝を今まで同時に何か参考になるものがあります

おやりになつたか、そういう点を一つれば頂きたいのです。

○説明員(鈴木忠一君) 今中山委員から御発言になりましたように、検察審査会という制度そのものが極めて新しいのでありますので、一般の国民に周知徹底されていないことは確か

にその通りだと思います。最高裁判所としては、検察審査会の運営上各地で講演会を開き、そして映画をやる、さ

ようなこと、そのほか随時ポスター等によつて宣伝はしておりますけれども、それが定期的にやつております

か、各地で統一的にやつておりますが、只今のところはつきりいたしませんから、その点はこれも調査をはつきりいたしまして申上げたいと思います。

○伊藤修君 裁判所職員については、御承知の通り特別職になつたわけです

が、先に臨時措置法によつてこれに關するところの手当をされておるようですが、これは恒久法にして出す意思があるのですか、ないのですか。

○説明員(鈴木忠一君) これは私のほう

するところの手当をされておるようですが、これは恒久法にして出す意思があるのですか、ないのですか。

○説明員(鈴木忠一君) これはまだ国民の名によって参与させ

るというだけでは的確に審査はなし得ないのです。だから普通常識を備えておるかどうかという程度のテストは必要

やしないかと思うのです。そういう

が、日本でもそういうふうな扱いにして、基本的に委員に常識の豊かな人を求めるという考え方はあるのかないのか。

○政府委員(野木新一君) 検察審査会の制度は御指摘のように新憲法制定後

にできた新しい制度であります、而もこれは陪審法などの考えを参考いたしました。

あるのですか、ないのですか。

○説明員(鈴木忠一君) これは私のほう

するところの手当をされておるようですが、これは恒久法にして出す意思があるのですか、ないのですか。

○説明員(鈴木忠一君) これはまだ国民の名によって参与させ

るというだけでは的確に審査はなし得ないのです。だから普通常識を備えておるかどうかという程度のテストは必

要やしないかと思うのです。そういう

が、日本でもそういうふうな扱いにして、基本的に委員に常識の豊かな人を求めるという考え方はあるのかないのか。

○政府委員(野木新一君) 検察審査会法では大体検察審査委員になるのは、卒業と同等以上の学識を有する者は例

外で検察審査委員となることができる

ことになりますが、原則といたしまして

つしやつたようにこの制度に対しても再

検討する必要もあると私は考えてお

る……。

○政府委員(野木新一君) 検察審査会

は小学校卒業の学力があればいい

といふように学力ではなくてあります

が、併しながら御指摘のようなる点はたし

めに、この程度にいたしておきますが、ち

よつとお詫びを申上げることがござい

ます。

○委員長(小野義夫君) それは今日

はこの程度にいたしておきますが、ち

よつとお詫びを申上げることがござい

ます。

○伊藤修君 私はその法律はGHQの

がつくようになりましたならば、裁判所にも十分意見を伺い、又連絡して、できる限り早く恒久法にしたいと考えておる次第であります。

○伊藤修君 もう一点、検察審査会の運営について、いわゆる委員になられた人、当日抽籤によつて出席されたか

たに対して、その常識及び学力程度を簡単にテス

トして立会つて頂くことを先ず選定の要件としておるようですが、アメリカあた

りはそれは極く簡単で、朝呼び出しま

して出頭して頂く、そこで一定様式の紙を渡して、それに国家公務員の試験

みたいなことをして、○を付けたり△

を付けたりしてその人の常識を先ずテ

ストして、この人にその日立会つて頂くといふようなことはやつております

が、日本でもそういうふうな扱いにし

て、基本的に委員に常識の豊かな人を

求めるという考え方はあるのかないのか。

なお一層よい制度にして行きたい、政

府もそういう考え方でありますので、裁

判所やなおこの運営を裏から見ており

ます検察庁などの意見、その他の各方

に十分意見を伺い、又連絡して、最後

の二分間で急速に通した経験を持つて

いるのですから、その法案の内容につ

いて今あなたの御説明を受けなくとも

よく知つておる。併し小学校を卒業し

たという一つの基準をおいてあります

がつくようになります。

○伊藤修君 私は別に特段に学識経験

が立派に持つておるから、普通的

に国民からその委員を選ぶことはやぶ

るというのではないのです。いわゆる

国民の審査に付する起訴陪審に関与せ

しめるという意味であるから、普遍的

の高い人、若しくは専門家を委員にし

るというのではないのです。

国民の審査に付する起訴陪審に関与せ

しめる機関であるから、そのくらい

の慎重さを経るところの必要があるの

です。だから普通常識を備えておるかどうかという程度のテストは必

要じやないかと思うのです。そういう

が、朝そういうふうにして見れば

日本でやつても差支えないのじやな

いかと思うのですが、こういう点は十

分者慮してもらいたいと思うのであり

ます。従つて先ほど申しましたいろい

ろな実施以来の実績というものを一遍

この御報告願いまして、そちらでお

互いに再検討いたしたいと考えます。

○委員長(小野義夫君) それは今日

はこの程度にいたしておきますが、ち

よつとお詫びを申上げることがござい

ます。

○伊藤修君 追加選定に関する件につい

てお詫びいたします。今回委員となられました中山福藏君より、新刑事訴訟

法改訂に関する小委員に、又委員一松

定吉君より民事訴訟法改訂に関する小

委員にそれ／＼加わりたき旨お申出がありました。つきましては両君をこの小委員に指名いたすこと御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(小野義夫君) 御異議ないと認めましてさよう決定いたします。では今日はこれで散会いたします。

午後零時三十五分散会

昭和二十七年五月二十一日印刷

昭和二十七年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 印 刷 庁